

やんばる地域ロードキル発生防止に関する連絡会議設置要領

(名称)

第1条 本連絡会議は、やんばる地域ロードキル発生防止に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会議は、ヤンバルクイナをはじめ、やんばる地域の希少野生動物のロードキル発生を防止するため自然保護、道路管理、及び道路利用に関連する行政ならびに関係する機関間の緊密な連携を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)やんばる地域とは、沖縄島北部の希少野生生物の保護上重要と位置づけられる国頭村、大宜味村及び東村をいう。

(2)ロードキルとは、車両による轢死、衝突死、ならびに道路構造物内への落ち込みによる溺死、乾涸死等の道路による影響で野生動物が死亡することをいう。

(協議事項)

第4条 連絡会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事項について情報交換等を行い、必要な対策を協議するものとする。

(1)やんばる地域の希少野生動物のロードキルの発生状況及びその防止に関すること。

(2)その他やんばる地域の希少野生動物のロードキル発生防止を進める上で、各機関の連携を図るために必要な事項に関すること。

(構成機関等)

第5条 連絡会議は、別紙の機関をもって構成する。ただし、必要に応じ構成機関以外の機関または関係者の出席を求め、意見を求めることができるものとする。

2 連絡会議の長（以下「会長」という。）は、環境省那覇自然環境事務所長が努め、会務を総理する。

3 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長の指名した者がその職務を代理する。

(連絡会議の開催)

第6条 連絡会議は、毎年1回開催することを原則とし、必要がある場合は、臨時に開催することができるものとする。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、環境省那覇自然環境事務所に置く。

附則

この要領は、平成16年6月18日より施行する。

附則

この要領は、平成18年3月6日に一部改正する。(構成機関名称の変更)

附則

この要領は、平成19年4月12日に一部改正する。(構成機関名称の変更及び構成機関の追加)

附則

この要領は、平成20年4月24日に一部改正する。(構成機関名称の変更)

(別紙)

- (1) 沖縄総合事務局北部国道事務所
(国道を整備、維持管理する立場から)
- (2) 沖縄総合事務局北部ダム事務所
(ダムを整備する立場から)
- (3) 沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所
(ダムを維持管理する立場から)
- (4) 林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署
(国有林内を管理する立場から)
- (5) 沖縄県文化環境部自然保護課
(希少種保護、普及啓発、自然保護の総合的立場から)
- (6) 沖縄県土木建築部道路街路課
(県道を整備する立場から)
- (7) 沖縄県土木建築部道路管理課
(県道を維持管理する立場から)
- (8) 沖縄県農林水産部森林緑地課
(林道を整備、維持管理する立場から)
- (9) 沖縄県農林水産部農村整備課
(農道を整備、維持管理する立場から)
- (10) 沖縄県観光商工部観光振興課
(観光客への普及啓発する立場から)
- (11) 沖縄県北部土木事務所
(県道を整備、維持管理する立場から)
- (12) 沖縄県教育庁文化課
(天然記念物を保護する立場から)
- (13) 沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課
(林道を整備、維持管理する立場から)
- (14) 沖縄県警察本部交通部交通規制課
(事故防止等を指導する立場から)
- (15) 沖縄県名護警察署
(交通を規制、取り締まる立場から)
- (16) 国頭村
(国頭村内を総合的に振興する立場から)
- (17) 国頭村教育委員会
(天然記念物を保護する立場から)
- (18) 大宜味村
(大宜味村内を総合的に振興する立場から)
- (19) 大宜味村教育委員会
(天然記念物を保護する立場から)
- (20) 東村
(東村内を総合的に振興する立場から)
- (21) 東村教育委員会
(天然記念物を保護する立場から)
- (22) 社団法人沖縄県獣医師会
(獣医学的知見を提供する立場から)
- (23) NPO法人どうぶつたちの病院
(野生動物を救護し、獣医学的知見を提供する立場から)
- (24) 環境省那覇自然環境事務所
(希少種、固有種等を総合的に保護する立場から)